

令和6年度 住民税・国民健康保険税簡易申告書

住所	現住所	電話		
	令和6年1月1日現在の住所			
フリガナ		生年月日	世帯主氏名	続柄
氏名		明・大 昭・平		

※太枠内の項目についてすべて記入し必ず押印してください。

令和5年1月から12月までの収入状況で、該当するものに「レ」印をつけて記入してください。

<input type="checkbox"/> 無収入 無収入時の生計手段を記入してください <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> （ ）の扶養 （続柄／ ） <input type="checkbox"/> （ ）に生活費を援助してもらっていた <input type="checkbox"/> その他（具体的に ）
<input type="checkbox"/> 障害年金、遺族年金、雇用保険（失業等給付）のみだった 受給していた年金等の種類 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険
<input type="checkbox"/> 公的年金等収入のみで、その収入が400万円以下だった※1

住民税・国民健康保険税簡易申告書について

令和5年1月1日から12月31日までの収入が次のいずれかに該当する方は、この「簡易申告書」を提出してください。提出された方は申告相談での申告の必要はなくなります。

- ・収入がなかった方
- ・収入が障害年金、遺族年金、雇用保険（失業等給付）のみの方
- ・公的年金等収入のみで、その収入が400万円以下の方※2（ただし、申告することにより町県民税が軽減される場合もあります）

※1、2 源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受けている方は、確定申告が必要です。

○収入がなかった方でも申告をされないと、国民健康保険税等の軽減が受けられません。また、所得証明書等の交付を希望されても、すぐには発行できません。

○この簡易申告書は、令和6年1月1日現在村田町に居住している方のみご記入ください。

○扶養に入っている方も原則として申告が必要です。

○ご家族で複数名この簡易申告書を提出する場合は、コピー又は町ホームページから印刷して使用していただいてもかまいません。

◆提出先：村田町役場税務課、沼辺支所、営生出張所、各申告相談会場（各地区申告相談開催時のみ）

【お問い合わせ】村田町役場税務課 住民税班 0224-83-6403